

保護者の皆さまへ

教育委員会学校指導課 学事担当

就学援助制度（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給のお知らせ**1 就学援助制度とは**

お子さまが姫路市立の小・中・義務教育学校に就学されるにあたり、経済的な理由により就学が困難で援助を必要とされる方に就学援助費を支給する制度です。（※所得制限があります。）

今回のお知らせは、就学援助の内容のうち「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給についてのお知らせです。つきましては、令和8年度より姫路市立の小学校に入学予定の児童で、令和8年2月1日時点で姫路市に住所を有する見込みがある方のうち、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望される方については、裏面の受付期間中に申請してください。

就学援助費は、原則、学校を通して支給しますが、今回の入学前支給については指定の口座へ直接支給いたします。なお、就学援助を希望される場合は、毎年度申請していただく必要があります。
（今回申請された方で認定となった場合でも、令和8年4月当初の申請は必要です。）

2 認定基準（入学前支給による申請の場合、令和6年中の所得で判定します。）

- (1) 生活保護費の支給が廃止された場合
- (2) 令和6年中の家族全員の総所得が次の認定基準額以下の場合等

家族数	認定基準額（総所得）
2人	184万円
3人	220万円
4人	258万円
5人以上	1人増すごとに 38万円増

※総所得とは・・・

◆自営業の方

売上げから必要経費を控除した額

◆給与収入がある方

給与所得控除後の金額

※家族数は、生計を同一にする方全員の人数です。同一の家屋に居住している場合は生計同一とみなします。

3 就学援助（入学前支給）の内容

費 目	支 給 額
新入学児童生徒学用品費	57,060円（新小学1年生のみ）

※ 入学前支給の対象は、新入学児童生徒学用品費のみです。

その他の費目（学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費の支給、学校病の治療費）は、入学後の4月に令和8年度就学援助申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

※ 新入学児童生徒学用品費の支給額は令和7年度の支給額を支給しますので、令和8年度の支給額の方が上回る場合は差額を翌年度の7月頃に支給します。

申請される方は裏面をご参照ください。

（裏面に続く）

4 申請方法

- ・ 電子申請フォームより申請してください。（姫路市オンライン手続ポータルサイト）
下記の二次元コードまたはURLから申請サイトにアクセスしお手続きしてください。
※初めて利用される方は、申請サイトから「利用者情報の新規登録」を行ってください。



（電子申請フォーム）

電子申請フォームURL：

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/6e442d1b-2edd-46be-a720-2989db60c47d/start>

※電子申請が難しい場合は、書面で申請してください。（提出先：各小学校または学校指導課まで）
申請書は各小学校にありますので、希望される方は就学時健康診断受診の際に受け取るか、姫路市のホームページからダウンロードしてください。

ホームページ：<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003683.html>

ファイル名：令和8年度 就学援助申請書（入学前支給用）

（通常の就学援助の申請書とは異なりますので、間違えないようにしてください。）



（ホームページ）

5 申請受付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月19日（金）

※書面で学校に提出される場合は、就学前健康診断日以降に提出してください。

6 認定結果

令和8年2月中旬に、郵送でお知らせします。

7 支給時期

令和8年3月中旬予定

8 入学前支給が対象外になる場合

以下のいずれかに該当する見込みがある場合は申請を行わないでください。申請書提出後に対象外となる場合、提出した学校または学校指導課へ辞退する旨を申し出てください。

※該当者のうち入学前支給を受けた場合は、就学援助費を返還していただくことがあります。

- （1）生活保護を受けている。
- （2）令和6年中の総所得が認定基準額を上回る。
- （3）令和8年4月に姫路市立の小・中・義務教育学校に入学しない。
- （4）令和8年4月15日以前に姫路市外へ転出する。

9 受付期間内に申請書が提出できない場合又は令和6年中の所得が認定基準額を超える場合

令和8年4月当初に学校へ申請してください。（この場合、令和7年中の所得で判定します。）
4月当初から認定された場合、新入学児童生徒学用品費は入学後の7月以降に支給いたします。

10 その他

- ・ 生活保護を受けている家庭は教育扶助費として支給されますので、就学援助の申請をしていただく必要はありません。（教育扶助費の支給については生活援護室までご相談ください。）
- ・ 申請後、世帯の構成に異動があった場合（結婚や離婚、転居など）は、新たな世帯構成で再審査しますので、速やかに下記のお問い合わせ先までお知らせください。
※ 異動の連絡がなかった場合、すでに支給を受けた新入学児童生徒学用品費について、返還していただくことがあります。
- ・ 中学校の新入学児童生徒学用品費については、令和8年2月1日時点で就学援助を受給している6年生の児童に対して支給しますので、入学前支給にあたっての申請は不要です。
- ・ 本文中の小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

【制度に関するお問い合わせ】

姫路市教育委員会 学校指導課 学事担当
電話 079-221-2762

（裏面）